

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十六号

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則（平成二十九年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則

第二条第一項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第九項中「別表第一の九の項」を「別表第一の十の項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「別表第一の八の項」を「別表第一の九の項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「別表第一の七の項」を「別表第一の八の項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「別表第一の六の項」を「別表第一の七の項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「別表第一の五の項」を「別表第一の六の項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 条例別表第一の五の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十九条第一項の規定に準じて行う外国人に対する保護の実施に関する事務

二 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う外国人に対する保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う外国人に対する保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三 生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による外国人に対する保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による外国人に対する保護の変更に

関する事務

四 生活保護法第二十六条の規定に準じて行う外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務

五 生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う外国人に対する保護に係る資料の提供等の求めに関する事務

六 生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う外国人に対する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

七 生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う外国人に対する進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

八 生活保護法第五十五条の八第一項の規定に準じて行う外国人に対する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務

九 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務

十 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う外国人に対する徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う外国人に対する徴収金の徴収を含む。）に関する事務

第三条第一項中「（昭和二十五年法律第百四十四号）」を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。